

「大阪・関西万博」未来を担う子どもたちの体験学習支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 「大阪・関西万博」未来を担う子どもたちの体験学習支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 世界とのつながりなくして地域の産業や経済、生活は成り立たなくなっている中、子どもたちが「大阪・関西万博」に参加することで、香川県教育基本計画に掲げる「グローバル人材の育成」に資する国際理解教育の推進や「課題解決能力の育成」に寄与する課題解決型学習の推進などにつなげることを目的とする。

(補助事業)

第3条 この要綱において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）とは、学校教育活動として県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（ただし、幼稚部を除く。）、高等専門学校（ただし、第4、5学年を除く。）、専修学校・各種学校（ただし、高等課程のみとする。）（以下「学校」という。）が「大阪・関西万博」に参加する事業をいう。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、「大阪・関西万博」の入場に係る経費（以下「入場料」という。）及び「大阪・関西万博」を含む旅程に要する貸切バスの借上げ又は学校が所有するバスの使用、有料道路の通行、公共交通機関の利用、駐車場の利用に係る経費（以下「交通費」という。）とする。

2 前項に規定する入場料及び交通費には、新興・再興感染症感染拡大によるキャンセル料を含むものとする。

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、学校ごとに算出するものとし、補助対象経費のうち、入場料は全額とし、交通費は、1学級につき補助対象経費の実費の1/2又は10万円のいずれか低い額とする。また、入場料は、学校団体割引が適用された入場に係る経費とする。

2 前項の規定により算出した交通費の補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第6条 補助金交付の対象者は、補助金の交付を受けようとする学校又は学校から補助事業の実施に係る業務の委託を受け、かつ旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた旅行事業者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (2) 上記に掲げる者のほか、補助事業の趣旨・目的に照らして適当でないと教育長が判断する者

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教育長が別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 教育長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第9条 第8条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第4号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、内容の軽微な変更は除く。

2 教育長は、前項の規定により事業の変更を承認する場合は、補助金変更承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

3 教育長は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ補助金廃止承認申請書（様式第6号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の規定により事業の廃止を承認する場合は、補助金廃止承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

- 3 教育長は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内に補助金実績報告書（様式第8号）を教育長に提出しなければならない。

- 2 前条第1項の規定による補助事業の廃止の承認を受けた補助事業者は、前項に規定する補助金実績報告書を教育長に提出することができる。
- 3 教育長は、第1項又は第2項の書類の提出を受けた場合であって当該書類に不備があるときは、補助事業者に対し、補正を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第12条 教育長は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第10号）を教育長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第11号）により、速やかに、教育長に報告しなければならない。

- 2 教育長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保

存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者に当該書類を引き継がなければならない。

(検査)

第16条 教育長は、補助事業が適正に行われたかを確認するため、補助事業の完了後、現地調査等により事業の完了状況を検査することができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月30日から施行する。